



信州花フェスタ2019

～北アルプスの贈りもの～

飲食営業（移動販売車）追加募集

営業参加者 募集要項

平成 31 年 2 月

第 36 回全国都市緑化信州フェア実行委員会事務局

1 第36回全国都市緑化信州フェアの概要

(1) 名称

第36回全国都市緑化信州フェア（以下、「信州フェア」という）

(2) 愛称

信州花フェスタ 2019 ～北アルプスの贈りもの～

(3) 開催テーマ

北アルプスの麓から広がる 花と緑に包まれた しあわせ暮らし

(4) 主催者

長野県、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、公益財団法人都市緑化機構

(5) 実行組織

第36回全国都市緑化信州フェア実行委員会

(6) 開催期間

2019年4月25日（木）～6月16日（日） 53日間

(7) 会場

メイン会場：長野県松本平広域公園

サブ会場：国営アルプスあづみの公園（堀金・穂高地区、大町・松川地区）
長野県烏川溪谷緑地

サテライト会場：主催4市（松本市、大町市、塩尻市、安曇野市）で設定

(8) 入場料

メイン会場：入場料金は無料です。

サブ会場他：現行と同様とします。

(9) 想定来場者数

50万人（メイン会場とサブ会場の合計）

(10) 出店予定場所について

信州マルシェ（飲食、物販のゾーン）にご出店いただく予定です。



・平成30年4月時点の会場計画図です。

※実行委員会では、メイン会場以外での営業参加を展開しません。

② 信州マルシェの展開

信州を堪能するにぎやかマルシェ

信州の特産品や植物、信州の食や情報を集めたマルシェ。
信州の味覚をその場で楽しむとともに信州フェアでの発見、感動を持ち帰ることができる賑わいの市場空間



○ゾーンの特徴

- ・花緑を添景に「信州」を味わう彩りと活気あふれる市場空間
- ・マルシェでは、信州の「食」のほか、会場で植栽されている草花が手に入る花緑の物販や信州フェアの公式グッズ、信州の物産品を販売する。
- ・また、信州フェアのサブ会場、サテライト会場、グリーンシェアスポットの情報や県内の観光名所の情報を発信する。

※ 出店場所は現在の予定であるため、変更になる場合もございます。

2 今回の募集内容

(1) 募集業態

○飲食営業（移動販売車）

会場内で移動販売車により、来場者へ飲食を提供する。

(2) 募集数

延べ36者（6台・6期間）

(3) 営業場所（ゾーン）

信州マルシェ

(4) 基本条件

- ・会場において有効な食品営業の許可を受けていること。
- ・衛生的かつ良質なものを提供すること。
- ・実行委員会が定める営業参加要項等を遵守すること。

(5) 募集日程

日程① 4月27日（土）～4月28日（日） 2日間

日程② 4月29日（月）～4月30日（火） 2日間

日程③ 5月1日（水）～5月2日（木） 2日間

日程④ 5月11日（土）～5月12日（日） 2日間

日程⑤ 5月18日（土）～5月19日（日） 2日間

日程⑥ 6月15日（土）～6月16日（日） 2日間

※ 複数日程や全日程（通期）の応募も可能です。

(6) 営業参加料

日程①、④、⑤、⑥ 24,000円（1日あたり12,000円）

日程②、③ 32,000円（1日あたり16,000円）

※ いずれも税込み金額。

3 営業参加条件

(1) 営業時間

午前9時30分から午後5時まで

(2) 会場条件について

- ・1台あたり6m×3m程度の敷地を貸与します。
- ・給排水設備はありませんので、各自ご対応ください。
- ・事務局が準備した発動発電機により電源を供給する予定です（1台あたり1KVA程度）。

(3) 会場運営について

- ① 営業に伴い発生したゴミは、営業参加者が全て持ち帰り処分してください。また、購入者に対して、容器や食べ残し等は、販売した各店舗へ返却するよう伝えて、営業参加者が回収してください。
- ② 営業参加者と購入者等との間に生じたトラブルには、実行委員会は関与しません。トラブルが生じた場合には、営業参加者の自己責任により解決してください。
- ③ 会場への搬出、搬入については、実行委員会の指示に従ってください。
- ④ 不測の事態（気象状況の悪化、地震や火災の発生など）が発生した場合、実行委員会により営業の中止、中断・再開を決定致します。営業参加者はこの決定に従うものとし、これに伴う補償は一切致しません。
- ⑤ 店舗の内外装やサインの設置、その他装飾に関しては、事前に想定デザイン・仕様を示し、実行委員会の承認を得た上で、営業参加者の負担にて行ってください。サインやのぼり、その他装飾等の設置に関しては、強風対策等安全対策を施し、状況により速やかに片付ける等、最大限の安全対応を行ってください。
- ⑥ 食品衛生責任者の資格を有する者1名以上を営業施設に常駐するようにしてください。
- ⑦ 営業参加者は、自らの責任において、生産物賠償責任保険に必ず加入してください。
- ⑧ 酒類を販売する場合には、必要な許可を取得するとともに、適正飲酒の推進及び飲酒運転撲滅の周知・啓発の取組を必ず実施してください。
- ⑨ 販売する商品については、企業協賛や他の営業参加との関係により、メーカー及び商品等を制限させていただく場合があります。

(5) その他留意事項

- ① 営業参加者は、実行委員会が定める営業参加要項及び実行委員会の指示事項に必ず従ってください。遵守していないと実行委員会が判断した場合には、営業参加を取り消します。これらに伴い生じた不利益の補償は行いません。また、指示事項に従わない場合は、当該営業参加者に代わって、実行委員会が代わりに撤去・排除などを行います。この費用については、営業参加者に請求します。
- ② 営業参加終了後に、実行委員会が定める期日までに売上金を報告していただきます。
- ③ フェア開催期間中には、県内のテレビ局等とタイアップしたイベントが実施される予定で、会場内で様々な飲食店が出店する場合があります。また、会場内において実行委員会又は実行委員会以外の主催により、飲食の販売を含む様々なイベントや出店が行われる予定であることをご了解ください。
- ④ 本募集申し込みに係る諸費用は、すべて申込者の負担となります。

4 営業参加に伴うリスク負担区分

営業参加に伴うリスク負担区分については、以下のとおりです。

| 種類 | 内容 | 実行委員会 | 営業参加者 |
|---------------------|------------------------------|-------|-------|
| 施設・設備等 | 実行委員会が準備する施設、設備、備品（設置、撤去を含む） | ○ | |
| | 上記以外の施設、設備、備品（設置、撤去を含む） | | ○ |
| 実行委員会が準備した施設等の破損、損壊 | 営業参加者の責に帰すことのできない修繕 | ○ | |
| | 上記以外の修繕 | | ○ |
| 第三者に対する損害賠償 | 営業参加者の責に帰すことのできない第三者への賠償 | ○ | |
| | 上記以外の賠償 | | ○ |
| 運営リスク | 営業参加者の責に帰すことのできない休業に伴う収支悪化 | | ○ |
| | 上記以外の事由による休業に伴う収支悪化 | | ○ |
| 不可抗力 | 不測の事態が発生した場合の休業に伴う運営リスク | | ○ |

5 申込者資格

本募集に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った営業参加申込書等の提出から契約の締結までの手続は無効とします。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- ② 破産者で復権を得ない者でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- ④ 法人にあっては「都道府県税」及び「消費税及び地方消費税」、個人にあっては「都道府県税」、「消費税及び地方消費税」及び「個人住民税（個人の市町村・県民税）」を滞納している者でないこと。
- ⑤ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑥ 3 年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者でないこと。

6 申込方法

本募集に応募する者は、提出期限（6(2)①）までに提出書類（6(1)）を提出してください。

(1) 提出書類

| No | 申請に必要な書類 | 法人 | 個人 | 留意事項 | |
|----|---------------------|--------------|----|--|---|
| ① | 営業参加申込書（様式第1号） | ○ | ○ | 押印すること。 出店希望日程を選択してください。 | |
| ② | 営業計画書（様式第2号） | ○ | ○ | 押印すること。 | |
| ③ | 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号） | ○ | ○ | 押印すること。 | |
| ④ | 直前1年間の決算書類 | ○ | ○ | 法人 貸借対照表及び損益計算書（申請直前の決算書による） | |
| | | | | 個人 所得税申告決算書（青色申告の場合）、収支内訳書（白色申告の場合）による | |
| ⑤ | a 登記事項証明書（商業登記） | ○ | | 法務局の発行する現在事項全部証明書 | |
| | b 身分証明書 | | ○ | 市町村長の発行する証明書 | |
| | c 登記事項証明書（後見登記） | | ○ | 法務局の発行する後見登記等に係る登記事項証明書 | |
| ⑥ | 納税証明書 | a 都道府県税 | ○ | ○ | 本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納の額がないことの証明書 |
| | | b 消費税及び地方消費税 | ○ | ○ | 本店所在地の税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がない証明書「その3（消費税）」 |
| | | c 個人住民税 | | ○ | 住民登録のある市町村で発行する個人住民税の未納の額がないことの証明書 |
| ⑦ | 営業許可・認可等の証明書(写) | ○ | ○ | 法令に基づいて得た許可・認可等の証明書 | |

※ ○印は必ず提出、△印は該当する場合のみ提出してください。

※ 上記の書類は返却しませんのであらかじめご了承ください。

※ ⑤、⑥は、発行後3カ月以内のもの。④～⑥は、写し可。

(2) 申込方法

① 提出期限 平成31年3月8日(金)

（土曜日、日曜日及び休日^(注)を除く。時間は午前9時から午後5時まで。）

（注）休日とは、長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）

第1条に規定する県の休日をいう。

② 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに第36回全国都市緑化信州フェア実行委員会事務局へ到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で6(2)③の担当に確認してください。

③ 提出先

〒399-8205 長野県安曇野市豊科4960-1

第36回全国都市緑化信州フェア実行委員会事務局

（長野県 建設部 都市・まちづくり課 全国都市緑化信州フェア推進室内）

事務局長 矢花 久則 担当 兼井 聖太（かねい しょうた）

電話 0263-88-1183 ファックス 0263-88-1187
メール ryokka-fair@pref.nagano.lg.jp

7 審査方法

次の選定基準により審査を行い、販売品目等を踏まえて、営業参加者を選定します。なお、審査内容、審査方法、審査基準等の詳細、審査の経過や選定理由に関しましては、一切開示いたしません。また、選定結果に対する異議申立ては、受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

○審査基準

| 項目 | | 審査内容 |
|-------|-------|-----------------------------|
| 基本的事項 | 実績 | 過去の実績から、業務を円滑に行うことが見込まれるか |
| | コンセプト | 信州マルシェの展開方針に沿ったコンセプトか |
| | 所在地 | 本社等の所在地（個人の場合は住所地）がどこか |
| 販売内容 | 商品構成 | 来場者が魅力を感じる商品構成となっているか |
| | 信州らしさ | 信州らしさや地場の食材を活かした商品構成となっているか |
| 運営体制 | 運営体制 | 業務を的確に履行できる人員、組織体制が確保されているか |
| | 管理体制 | 衛生管理、安全管理について適切な対策がなされているか |
| その他 | 実現性 | 資金計画や損益見込みから、事業の実現性が高いか |
| | 意欲 | その他提案事項等から、本営業参加について意欲があるか |

8 営業参加者決定までのスケジュール

①募集期間（～平成31年3月8日）

営業参加を希望する方は、必要書類を期日までに実行委員会へ提出してください。

②審査期間（平成31年3月中旬）

実行委員会は、必要に応じて営業参加申込者に対するヒアリングを実施し、営業計画等を総合的に勘案して、営業参加者を選定します。

③営業参加者の決定（平成31年3月中旬）

実行委員会は、営業参加申込者に対し、選考結果を通知します。

④営業参加事業の開始（平成31年3月中旬以降）

実行委員会と営業参加者の間で協議し、営業参加者は事業を実施します。